

環境大臣
丸川 珠代 様

要 望 書

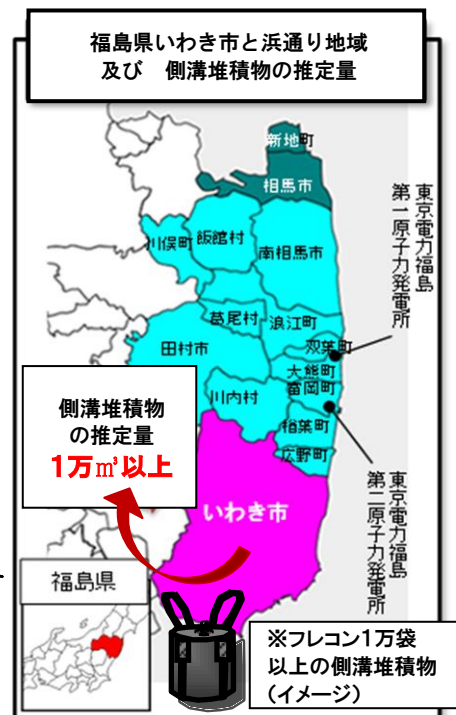
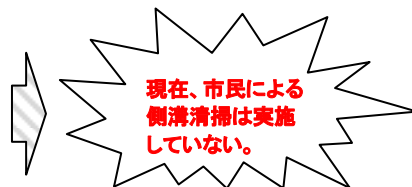
平成 28 年 2 月 23 日
福島県いわき市長
清水 敏男

(1) 放射能に汚染された道路等側溝堆積物（以下、「側溝堆積物」という。）の処理 及び 再利用・減容化について

いわき市の現状

◎東京電力㈱福島第一原発事故以前は、市民の自発的美化活動（市民総ぐるみ運動）において、側溝堆積物の撤去を定期的に実施しておりました。

◎事故から5年目となる現在でも、自発的美化活動（市民総ぐるみ運動）を未だ再開できず、抜本的な解決策を見出すことができない状況にあります。



◎市民からは、道路側溝の排水不良に起因する二次災害の発生や悪臭・害虫による衛生悪化を懸念する声が多く、国や自治体への不信・不満はピークに達しております。

◎また、本市では、放射能に対する不安から、約1,300人がいまだ市外に避難しており、それらの人々の帰還に向けては、生活に密着する道路側溝等の放射能に対する不安解消が不可欠であります。

いわき市における側溝堆積物の課題

◎本市は比較的空間線量の低い地域も多く、そもそも「特措法」に基づく道路側溝の除染すらできない区域（除染実施区域外）が市内に約36%散在し、かつ除染ができるとされる区域（除染実施区域）であっても、除染の目安となる毎時0.23マイクロシーベルト以上となる除染対象箇所は、全体の一部に限られ、全市的に除染事業による側溝堆積物の撤去ができないことが大きな問題となっております。

◎一方、環境省では、除染も出来ず、放射能濃度が8,000Bq/kg以下の側溝堆積物については、各自治体が埋め立てなど自主処分すべきものとしていますが、現実的には、事故由来の放射性物質を含有する堆積物を処分場に搬入することに対する周辺住民の理解を得ることは困難であり、自主処分などは不可能な状況であります。

側溝堆積物をはじめ、除染にかかる除去土壌等については、事故由来の放射性物質に汚染されたことに鑑み、また、本市にとっての原発事故からの復興へ向けた大きな一歩となることから、次のとおり国に対して強く要望いたします。

要望内容

- ① 側溝堆積物について、1 回のみの撤去及び処分に係る費用について、財政措置を講ずること
- ② その上で、中間貯蔵施設への搬入量を減らすため、側溝堆積物の分離・分級を推進し、「汚染の低い土壌」については、国が再利用にかかる基準を示しながら、国の責任において再利用を図ること
- ③ 減容化された残りの「側溝堆積物」については、すべて中間貯蔵施設に搬入すること

【市内の道路側溝に堆積している状況】



(2) 除染対策について

いわき市の現状

◎現在、本市では除染実施計画に基づき除染を進めておりますが、東日本大震災から5年目となる中、放射能に対する不安から、約1,300人がいまだ市外に避難しており、除染の推進による放射線量の低減及び仮置場の解消がこれら市民の帰還に向けた大きな課題となっております。

いわき市における除染の課題

① 中間貯蔵施設及び仮置場について

除染の推進にあたっては、仮置場の確保に向けて、これまで地区毎に行政区长とのつながりを深めながら、地道に粘り強く、候補地の地権者や近隣住民と交渉を継続しておりますが、中間貯蔵施設への除去土壌等の受け入れが平成27年3月から一部開始されたものの、本格輸送の工程等が明確に示されておらず、仮置場に長期保管されかねないという懸念などから、地域全体の合意形成に多くの時間を要し、除染の推進に必要な仮置場の確保には至っておりません。

また、中間貯蔵施設予定地においても、地権者との交渉が難航し、整備が完了したのは予定地の一部にとどまり、市町村の仮置場からの除去土壌等の本格輸送には至っていない状況にあります。

(四倉市民運動場仮置場)



(小久第2仮置場)



② 汚染土壌（除去土壌等）の分級・減容化について

こうしたことから、除染にかかる除去土壌等については、各自治体において分級・減容化を図り、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入量を減らすことにより、中間貯蔵施設の整備面積を最小化し、中間貯蔵施設を早期に整備する必要があると考えます。

一方、自治体においても、中間貯蔵施設の整備による本格輸送時期が明確化されることにより、仮置場の確保にかかる住民の理解が得られ、除染が加速化されるほか、仮置場の解消や保管する除去土壌等を減らすことにつながると考えられることから、除去土壌等の汚染土壌の分級・減容化を検討する必要があるとあります。

③ ホットスポット除染の土壌等について

このほか、エリアの平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト未満の除染実施区域外において、平成 24 年度以降に実施したホットスポット除染により生じた土壌等は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除去土壌等には該当せず、国からも処分方法等がいまだに示されていないことから、現状では現場保管とならざるを得ない状況にあります。

④ 大規模事業所の除染について

また、ゴルフ場等の大規模事業所については、広大かつ様々な自然条件が混在する施設であることから、除染方法も明確ではなく、市町村の単独実施も困難であります。

⑤ 個人等除染の賠償について

さらに、東京電力㈱が示している個人等が自ら実施した除染に係る費用等については、賠償の対象となる期間が平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 9 月 30 日までと限定されており、それ以降については、賠償の対象期間となっております。

除染は、市町村において相当の業務負担となっていること、また、方針が決定していない事項への対応にも苦慮していることなどから、次の項目について要望いたします。

要望内容

- ① 中間貯蔵施設の早期整備、輸送方法を含めた除去土壌等受け入れ体制の構築及び仮置場設置に係る国の積極的な対応
- ② 自治体における除去土壌等をはじめとする汚染土壌等の分級・減容化の実施検討
- ③ 除染実施区域外において、平成 24 年度以降に実施したホットスポットの除染により発生した土壌の国の責任による処理の明確化
- ④ ゴルフ場等の大規模事業所に係る具体的な除染手法の確立及び国の直轄実施
- ⑤ 個人等が自ら実施した除染に係る費用等に対する賠償について、平成 24 年 10 月 1 日以降も賠償の対象期間とすること